

● 事例紹介 ●

大麻取締法と最近の事例について

安田 尚之

(厚生労働省 医薬食品局監視指導・麻薬対策課 課長補佐)

昨年九月以降に、ロシア人相撲力士による大麻の吸引、有名大学生による大麻の吸引・大麻の種子の売買等がマスコミを賑わし、大麻乱用問題がクローズアップされ、多くの読者の方の記憶にも新しいと思われる。

本稿では、大麻取締法を所管する立場から、大麻の有害性、大麻取締法による処罰、大麻事犯の特徴等について紹介をします。

一 大麻の有害性について

(イ) 「大麻」とは

(イ) 大麻は、大麻草及びその製品をいいます。大麻草

は、アサ科属の一年生の草木であり、中央アジアが原産と言われています。生育速度と環境順応性の高さから、世界中ほとんどの地域に分布しています。我が国では、古来から生活に関係の深い植物であり、現在でも、茎の繊維は、神社のしめ縄・おがら等に、種子は食用（七味唐辛子、鳥のえさ等）に、種子から採取される油は食用・燃料等様々な用途で使用されています。

(ロ) しかし、大麻草の葉や雌花には、有害性のある物質が含まれていることから、国際的には、「一九六一年の麻薬に関する単一条約（以下「国際条約」）」に

において、条約締約国に規制するよう求めており、我が国では「大麻取締法」において国内規制がされています（↓規制の詳細は、2. 参照）。

(2) 「大麻」の有害性

(イ) 大麻の毒性についての評価は、国際的には世界保健機関（WHO）において実施されています。近年では、各国の専門家の協力をもとに一九九七年に報告書（Cannabis: a health perspective and research agenda）をとりまとめています。明確に記載されている毒性は次のとおりです。

○身体毒性

- ・長期使用により、喉頭炎・気管支炎等が認められるほか、男性では精子数・構造形態等の異常、女性では月経異常・胎児への影響等を及ぼす。

○精神毒性

- ・記憶への影響、学習能力の悪化、知覚に変化を及ぼす
- ・他、長期使用により、無動機症候群、慢性人格障害等を発生させる。

○依存性

- ・長期使用により、使用を止められなくなる精神的依存を生じさせる。

(ロ) 重要な点は、大麻を使用し続けることにより、中枢神経系に影響（障害）を及ぼし、依存性が生じることです。中枢神経系に影響が及ぶと、大麻を使用する前の生活に回復することが困難となります。大麻と同じ摂取量で、タバコやアルコールは中枢神経系に影響を及ぼすことはありませんので、大麻はタバコやアルコールよりも有害性が高いと言えます。

二 大麻取締法について

(1) 沿革

大麻は、第二次大戦後に連合軍総司令部（GHQ）の厳格な指示のもと、大麻草の栽培は全面的に禁止されるとともに、あへん・コカイン・ヘロイン等と同一の規制を受けたところでした。しかし、大麻草の栽培が国民の生活に必要であったことから、昭和二二年に繊維及び種子の採取若しくは研究目的の場合に限り大麻草の栽培が認められることとなり、その後、大麻の栽培者が農業従事者である等の理由から、昭和二三年に大麻に関する規制を規定した大麻取締法が独立して制定されています。その後は、各種の改正を経て、現在に至っています。

(2) 大麻取締法の概要

(イ) 大麻の定義
「大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。」とされ、繊維がとれる茎、種子それ自体は定義から除外されています（除外されていることは罰則がないことではありません）。

なお、国際条約の大麻の定義からも、種子それ自体は除外されています。

(ロ) 法律の基本的な体系

大麻取締法は、①大麻の輸出・輸入を原則として禁止し、②栽培及び研究についても、都道府県知事の免許を受けた大麻取扱者以外の所持、栽培、譲受け、譲渡し、研究のため使用が禁止されています。これらに違反した者に対しては、罰則を持って臨んでいます。（単純所持、譲受け、譲渡しは、五年以下の懲役）

(ハ) 大麻の使用罪

大麻取締法では、大麻の所持等の罰則は規定されているものの、使用についての罰則はありません。これは、現段階では、能動吸引と受動吸引を区別す

ることができないことによるものです。しかし、大麻の使用については、①その前段階として、大麻の「譲受け」、「所持」が伴っている場合がほとんどであり、また、②大麻を廻し飲みすると認識して、大麻パーティ等に参加した者についても、大麻の共同所持が成立するとの判例があり、これらをもとに立件が行われています。（なお、国際条約にあっても、使用を処罰するよう求める規定はありません。）

(ニ) 大麻の種子について

上述（イ）のとおり、種子自体は大麻取締法の大麻には当たらないものの、免許を有しない者による大麻の栽培は禁止されています（七年以下の懲役）。①不正な栽培目的での種子の所持は、不正栽培の予備行為となれば、大麻取締法の処罰対象となり、②不正な栽培目的での種子の譲渡しは、不正栽培のほう助罪、又は不正栽培に要する種子の提供罪として、処罰対象になります。（適用罰則は、別添1参照）

また、大麻の種子の輸入については、外為法の規定により、加熱処理等発芽不能の処理を施した旨の証明がなければ、関税法上の許可は受けられず、これに違反した場合には処罰対象になります。（そのた

○大麻取締法（昭和23年法律第124号）（抄）

- 第24条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7年以下の懲役に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、10年以下の懲役に処し、又は情状により10年以下の懲役及び300万円以下の罰金に処する。
- 3 前2項の未遂罪は、罰する。
- 第24条の2 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、7年以下の懲役に処し、又は情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金に処する。
- 3 前2項の未遂罪は、罰する。
- 第24条の4 第24条第1項又は第2項の罪を犯す目的でその予備をした者は、3年以下の懲役に処する。
- 第24条の6 情を知って、第24条第1項又は第2項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、3年以下の懲役に処する。

○刑法（明治40年法律第50号）（抄）

- （幫助）
- 第62条 正犯を幫助した者は、従犯とする。
- 2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

○大麻取締法における不正栽培者（以下「不正栽培者」）及び不正栽培目的に使用されると知りながら種子を提供した者（以下「不正種子提供者」）に関する罰則

	不正栽培者	不正種子提供者
既遂罪 ・種子を蒔いて、発芽させた	第24条第1項（正犯）	第24条第1項（ほう助犯）
未遂罪 ・種子を蒔いたが、発芽していない	第24条第3項（正犯）	第24条第3項（ほう助犯）
予備罪 ・種子を蒔く前の準備段階	第24条の4	第24条の6

別添1 大麻取締法及び関連法

め、日本国内で流通している非加熱の大麻の種子は、そのほとんどが海外からの密輸入により流入しているものとなります。

(3) 諸外国の規制との比較

(イ) 国際条約では、条約締結国は大麻を規制するよう求められており、その観点から、大麻を合法なものとして取り扱っている国は存在しません。しかし、各国における刑事政策の違いから、一定量の所持までは訴追しないとする国は存在します。

(ロ) 大麻については、使用罪が制定されていない国が多く、また大麻の種子についても種子自体には規制がない国が多いのが現状であり、取締りは我が国と同様に行われています。

(ハ) 各国の単純所持・譲渡・譲受にかかる罰則については、各国で犯罪が成立するための構成要件は国ごとに差異がある可能性があるため、直接的な比較は困難であるものの、我が国の処罰の程度は、平均的な水準にあるといえます。（図1参照）

国名	所持（単純所持）	譲渡・譲受
米 国 （連邦法）	5年未満の懲役（初犯の場合は、1年未満の懲役及び1000米以下の罰金）	5年未満の懲役
カ ナ ダ	5年未満の懲役（初犯の場合は、6月未満の懲役及び／又は1000加ドル以下の罰金）	5年未満の懲役
ド イ ツ	2年未満の懲役	2年未満の懲役
フ ラ ンス	1年未満の懲役及び3000ユーロ以下の罰金	10年未満の懲役及び760万ユーロ以下の罰金
韓 国	10年重労働又は5000万ウォン以下の罰金	10年重労働又は5000万ウォンまでの罰金
タ イ	5年未満の懲役及び5万バーツ以下の罰金	2年以上15年未満の懲役及び2万バーツ以上15万バーツ未満の罰金
日 本	5年以下の懲役	5年以下の懲役
インドネシア	6年以下の懲役及び／又は1000万ルピー以下の罰金	20年以下の懲役及び／又は3000万ルピー以下の罰金

注) 「使用」「所持」「譲渡譲受」の各犯罪が成立するための構成要件は、国ごとに差異がある可能性がある。

出典：UNODC法規制データベースより

図1 諸外国における大麻規制（所持・譲渡譲受）について

三 大麻事犯について

(1) 薬物事犯の状況

我が国で検挙される薬物事犯のうち、全体の約八割が覚せい剤事犯であり、大麻事犯は約二割であり、この傾向は変わっていません(図2参照)。覚せい剤事犯の検挙者数と大麻事犯の検挙者数は、一方が増加すると他方は減少しており、対応にあつてはこれらのバランスを踏まえつつ対応することが重要になっています。

(2) 大麻事犯の特徴

(イ) 大麻事犯だけを見ると、過去五年間の検挙者数は横ばいですが、過去一〇年間で確認すると、検挙者数は約二倍になっており、じわじわと増加していることが伺えます(図2及び図3参照)。

(ロ) 大麻事犯の特徴としては、一〇歳代・二〇歳代の若年層による乱用が全体の約七割を占めていることです(図3参照)。大学生の検挙者も過去から一定比率で存在しています。覚せい剤とは異なり、大麻の入手先としては、友人・知人等から入手するという事例が多いことが指摘されています(その結果、一人が検挙されると芋づる式に複数人が検挙される)。

(ハ) 最近、大麻の種子をひそかに入手し、不正栽培を

(単位:人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
薬物事犯検挙人員	17,555	15,412	16,231	14,882	15,175
覚せい剤事犯検挙人員	14,797	12,397	13,549	11,821	12,211
大麻事犯検挙人員	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375
ヘロイン・MDMA等事犯検挙人員	585	703	619	638	589

(注1) 薬物事犯検挙人員については、麻薬及び向精神薬取締法・覚せい剤取締法・あへん法・大麻取締法にかかる検挙総数である。
 (注2) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

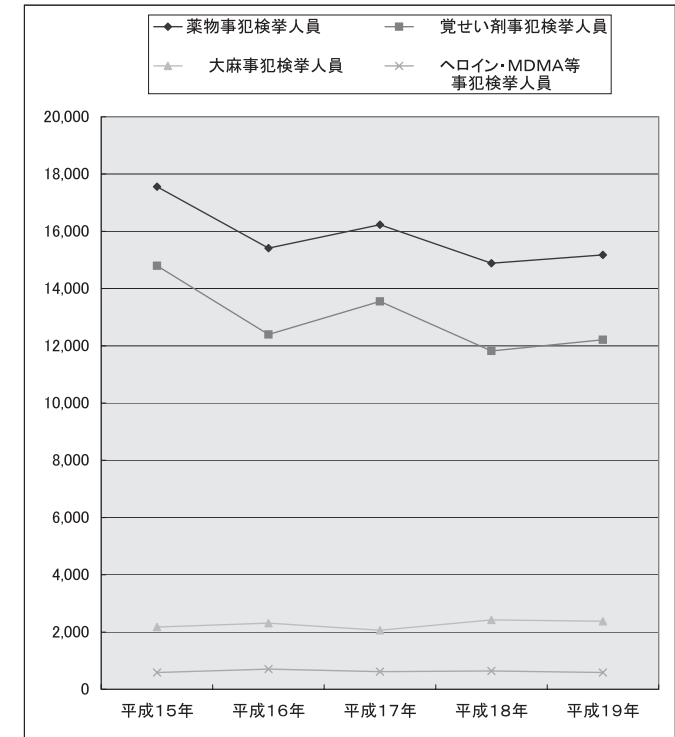


図2 我が国の薬物事犯の動向

する事例が増加しています。その入手ルートとしては、インターネット等を介する場合が多く報告されています。

(ニ) 覚せい剤・ヘロイン等の作用が強い薬物の乱用者の六割程度が、過去に大麻を使用したことがあるとの報告があります。より強い作用の薬物乱用を防止するため、大麻の乱用を防止することが重要となっています。

四 厚生労働省における大麻対策

大麻対策にあつては、第三章の特徴を踏まえつつ、取締り及び啓発の強化を同時に進

大麻事犯検挙人員の推移(平成10年～平成19年)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
大麻事犯総検挙人員	1,316	1,224	1,224	1,525	1,873	2,173	2,312	2,063	2,423	2,375
10代・20代の検挙人員(割合)	700(53%)	755(62%)	745(61%)	983(64%)	1,208(64%)	1,441(66%)	1,551(67%)	1,338(65%)	1,613(67%)	1,614(68%)
うち、大学生の検挙人員(割合)	45(3%)	48(3%)	30(2%)	95(6%)	69(3%)	108(5%)	115(5%)	65(3%)	81(3%)	94(4%)

注1) 平成10年から平成19年までは警察庁、厚生労働省及び海上保安庁の集計
 注2) 割合は小数点以下を切り捨て

図3 大麻事犯検挙人員の推移(平成10年～平成19年)

めていく必要があります。次の対策を関係省庁と緊密な連携を図りつつ、講じることにより、大麻に手を出さないような環境の整備に努めることとしています。

(1) 取締りの徹底

インターネットサイトを通じた大麻の種子の販売等につき、おとり捜査の手法を活用し、種子の提供については大麻不正栽培のほう助罪で摘発、種子の密輸については関税法等違反による摘発等を強化する予定です。

(2) 啓発の強化

大麻の乱用防止にあっては、薬物に決して手を出さないようにさせる活動を通じて、若年層を始めとして、規範意識の維持向上を図ることが重要です。

かかる観点から、

(イ) 小学生の保護者や中学生に対する啓発資料の配布、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等を実施してきた他、

更に、政府広報で携帯電話・テレビ・FMラジオを通じた大麻乱用防止にかかる広報を実施してきたところであり、更に別の情報媒体を通じての広報の実施を行う予定です。

(ロ) また、第二章に記載した大麻の有害性及び規制につき、厚生労働省のホームページにおいて緊急の注

意喚起を行った(別添2参照)ほか、関係省庁及び都道府県に対しても、これを各種広報に活用頂くべく働きかけを行ったところです。

(ハ) 更に、平成二二年度には、大学に入る前での啓発を強化するべく、新たに高校生を対象に大麻・覚せい剤に重点をおいた啓発資料の作成・配布を行う予定です。

大麻の種子からの大麻の不正栽培について(注意喚起)

平成20年12月2日
医薬食品局
監視指導麻薬対策課
内線(2776、2779)

大麻は、WHO(世界保健機関)の報告書(注)によると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人格喪失などを引き起こすほか、使用を止めても依存性が残るなどとされています。

(注) "Cannabis: a health perspective and research agenda"(1997)
Programme on Substance Abuse (WHO)

最近、大学生を始めとする若年者による大麻取締法違反の事例が多く報道されており、不正に大麻を所持・販売等する事例、大麻の種子から大麻を不正に栽培する事例等が報告されています。

大麻の不正栽培は、大麻取締法で禁止されています。
また、そのために大麻の種子を所持したり、提供したりすることは、大麻取締法の処罰対象となります。

安易な行動はくれぐれも慎んで下さい。

別添1 厚生労働省：大麻の種子からの大麻の不正栽培について(注意喚起)